

国指定仙台海浜鳥獣保護区計画書
【存続期間の更新及び変更（区域拡張及び
保護の指針の変更）】

（環境省案）

令和8年 月 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

仙台海浜鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

宮城県名取市と岩沼市との境界と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点を起点として、同所から同境界を北西に進み名取川水系南貞山運河西側護岸法尻との交点に至り、同所から同運河西側護岸法尻を北東に進み増田川右岸護岸法尻との交点に至り、同所から同右岸護岸法尻を北西に進み木流堀右岸護岸法尻との交点に至り、同所から同堀右岸護岸法尻を南西に進み寺野排水機場自然排水樋門ゲートとの交点に至り、同所から同排水樋門ゲートを北西に進み同堀左岸護岸法尻との交点に至り、同所から同堀左岸護岸法尻を北東に進み増田川右岸護岸法尻との交点に至り、同所から同右岸護岸法尻を北西に進み川内沢川放水路右岸護岸法尻との交点に至り、同所から同放水路護岸法尻を南西に進み名取市道飯塚開発線道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み増田川左岸堤防堤外側法尻との交点に至り、同所から同左岸堤防堤外側法尻を北東に進み名取川水系中貞山運河西側護岸法尻との交点に至り、同所から同運河護岸法尻を北東に進み名取川右岸堤防堤外側法尻との交点に至り、同所から同右岸堤防堤外側法尻を北西に進み宮城県道 10 号線道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み仙台市道岡田新浜東通 1 号線道路との分岐点に至り、同所から同道路を北東に進み仙台市道岡田新浜東通 3 号線道路との分岐点に至り、同所から同道路を南東に進み仙台市道岡田新浜東通 2 号線道路との交点に至り、同所から同道路を南東に横断し提灯堀左岸護岸法尻との交点に至り、同所から同堀左岸護岸法尻を北東に進み国有林宮城南部森林計画区 87 林班ホ 1 小班の西端との交点に至り、同所から同国有林ホ 1 小班的南側外周を南東に進み提灯堀左岸護岸法尻との交点に至り、同所から同堀左岸護岸法尻を北東に進み七北田川水系北貞山運河西側護岸法尻との交点に至り、同所から同運河西側護岸法尻を北東に進み七北田川右岸堤防堤外法尻との交点に至り、同所から同所と蒲生排水樋門ゲート水路西側南端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から七北田川左岸堤防堤外法尻を北東に進み向洋防潮堤堤外側法尻との交点に至り、同所から同防潮堤堤外側法尻を北東に進み同防潮堤堤外側法尻東端に至り、同所から同防潮堤堤外側法尻の延長線上を南東に直進し向洋地区護岸法尻との交点に至り、同所から同護岸法尻を北東に進み南海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東進し南防波堤堤外側法尻との交点に至り、同所から同防波堤堤外側法尻を東進し C 防波堤との交点に至り、同所から同防波堤堤外側法尻を北進し仙台南防波堤灯台に至り、同所から同所と仙台北防波堤灯台を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から北防波堤堤外側法尻を北進し栄船たまり防波堤との交点に至り、同所から同防波堤堤外側法尻を北東に進み宮城マリンタグボートステーション仙台 1 号岸壁東側法尻との交点に至り、同所から同岸壁東側法尻を北西に進み同岸壁北端と海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北東に進み菖蒲田港東防波堤灯台に至り、同所から同所と東松島市波島灯台を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

令和 9（2027）年 4 月 1 日から令和 28（2046）年 10 月 31 日まで（19 年 7 か月間）

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置しており、仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等、多様な自然環境と防潮及び飛砂防止を目的として人工的に造林されたクロマツ海岸林とが調和した非常に美しい景観を持った地域である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類及びガンカモ類の集団渡来地となっているほか、多くの水鳥類の生息地となっている。塩性植物群落及び湿性植物群落の発達が見られ、希少な動植物の生息地及び生育地になっている。

特に、蒲生干潟では「環境省第5次レッドリスト」において絶滅危惧Ⅱ類に選定されているコクガン（国指定天然記念物）が越冬し、周辺の海岸地域では、猛禽類のミサゴ、準絶滅危惧のオオタカ、絶滅危惧ⅠＢ類のチュウヒ、準絶滅危惧のハヤブサ等が確認されている。

このように、当該区域は、多様な水辺環境を反映して、多種多数の渡り鳥の中継地及び越冬地として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始め多くの渡り鳥の生息環境の保護を図るため適切な管理に努める。
- ・国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがって位置し、仙台市（仙台港）から名取市と岩沼市の市境にかけての海浜地帯である陸域及び東松島市（波島）から名取市と岩沼市の市境にかけての海域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、仙台湾岸地域に位置し、仙台平野の七北田川、名取川の下流部一帯に形成された海浜地帯である。名取市の海浜地帯は、砂浜、ヨシ原等と、東日本大震災後に人工的に造林された保安林がある。仙台市から名取市にかけての海浜地帯は、砂浜、潟湖、干潟、ヨシ原等と人工的に造林されたクロマツ海岸林があり、その内側に、海岸線に沿って貞山堀（運河）が掘られている。

ウ 植物相の概要

当該区域では、コウボウムギ、コウボウシバ、ケカモノハシ、オニシバ、ハマヒルガオ、ハマニガナ、ハマボウフウ等の海岸の波打ち際に近く、砂の移動の激しい場所に生育する種類、ハマナス等のやや安定した砂丘地帯に生育する種類、シオクグ、ウンラン等の干潟周辺に生育する種類、ヨシ等の河口周辺や干潟の後背地、所々にみられる低湿地に生育する種類の植物が特徴的である。

エ 動物相の概要

当該区域では、冬鳥では、コクガン、マガモ、クロガモ等の渡来が確認され、夏鳥ではコアジサシ、コチドリ等の生息が確認されているほか、猛禽類ではミサゴ、オオタカ、チュウヒ、ハヤブサ等の生息も確認されている。

哺乳類ではホンドキツネ、ホンドタヌキ、ホンドイタチの2科3種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、農林水産物への被害は発生していない。

5 施設整備に関する事項

- | | |
|--------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 18 本 |
| (2) 案内板 | 2 基 |

6 存続期間の更新及び変更（区域拡張）の理由

当該区域は、宮城県仙台市、名取市、東松島市及び宮城郡七ヶ浜町にまたがり、集団渡来地の保護区として、県設鳥獣保護区（蒲生、仙台荒浜）と仙台海浜銃猟禁止区域の大部分を移行する内容で、昭和 62（1987）年 4 月 1 日から国指定仙台海浜鳥獣保護区に指定（期間 20 年）され、平成 19（2007）年 4 月に更新された。

しかしながら、平成 23（2011）年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震の津波被害により、それらの自然環境は大きく変化し、また、その後実施された各種復旧・復興事業により、さらに環境が変化している。

令和元（2019）年以降に実施された自然環境調査の結果によると、蒲生干潟など仙台海浜鳥獣保護区内において、19 目 54 科 229 種の鳥類が確認されており、これは日本国内で記録された種 644 種（「日本鳥類目録【改訂第 8 版】（日本鳥学会、2024 年）」）の約 36%に当たる。この区域は、現在もシギ・チドリ類及びガンカモ類を始め、多くの水鳥類の生息地となっていること、多種多数の渡り鳥の中継地及び越冬地として利用されていることが考えられるため、当該区域を集団渡来地の保護区として、引き続き指定する必要がある。

なお、区域を変更（拡張）する理由としては、東北地方太平洋沖地震の津波被害後の各種復旧・復興事業により、海岸堤防や道路の整備、土地利用の変更等が行われたことから、現況を踏まえて区画を見直し、あわせて、鳥獣保護区の区域の明確化を図るためである。

また、名取市広浦地区に広がる干潟、潟湖、河口、塩性湿地、ヨシ原の環境が良好となり、広浦地区を中心に名取市沿岸部においても鳥類が多く利用されていることが確認されたため、当該区域を含むよう仙台海浜鳥獣保護区を拡張した。この結果、仙台海浜鳥獣保護区の面積は 3,238ha の拡張となる。

7 参考事項

（１）当初指定

昭和 62（1987）年 4 月 1 日（昭和 62 年 3 月 31 日 環境庁告示第 22 号）

（２）経緯

平成 19（2007）年 4 月 1 日（平成 19 年 3 月 9 日 環境省告示第 8 号）

別表 1 国指定仙台海浜鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	7,596 ha	3238 ha	10,834 ha	213 ha	57 ha	270 ha	ha	ha	ha
└ 林 野	339 ha	158 ha	497 ha	59 ha	-3 ha	56 ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	149 ha	32 ha	181 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 水 面	6,668 ha	2947 ha	9,615 ha	77 ha	34 ha	111 ha	ha	ha	ha
└ その他	440 ha	101 ha	541 ha	77 ha	26 ha	103 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	315 ha	-56 ha	259 ha	73 ha	-51 ha	22 ha	ha	ha	ha
└ 国有林	179 ha	42 ha	221 ha	10 ha	5 ha	15 ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	179 ha	26 ha	205 ha	10 ha	0 ha	10 ha	ha	ha	ha
└ 制限林	174 ha	26 ha	200 ha	10 ha	0 ha	10 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	174 ha	26 ha	200 ha	10 ha	0 ha	10 ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林	5 ha	0 ha	5 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	16 ha	16 ha	ha	5 ha	5 ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	136 ha	-98 ha	38 ha	63 ha	-56 ha	7 ha	ha	ha	ha
└ 財務省所管	ha	2 ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国土交通省所管	ha	25 ha	25 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 農林水産省所管	ha	1 ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 環境省所管	ha	2 ha	2 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	136 ha	-128 ha	8 ha	63 ha	-56 ha	7 ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	224 ha	115 ha	339 ha	61 ha	-37 ha	24 ha	ha	ha	ha
└ 都道府県所有地	82 ha	-26 ha	56 ha	29 ha	-22 ha	7 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	46 ha	-13 ha	33 ha	21 ha	-21 ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	46 ha	-13 ha	33 ha	21 ha	-21 ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	3 ha	3 ha	ha	1 ha	1 ha	ha	ha	ha
└ その他	36 ha	-16 ha	20 ha	8 ha	-2 ha	6 ha	ha	ha	ha
└ 市町村所有地等	142 ha	141 ha	283 ha	32 ha	-15 ha	17 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	68 ha	24 ha	92 ha	27 ha	-17 ha	10 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	68 ha	24 ha	92 ha	27 ha	-17 ha	10 ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	6 ha	6 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	74 ha	111 ha	185 ha	5 ha	2 ha	7 ha	ha	ha	ha
私有地等	389 ha	232 ha	621 ha	2 ha	111 ha	113 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	39 ha	98 ha	137 ha	1 ha	28 ha	29 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	39 ha	98 ha	137 ha	1 ha	28 ha	29 ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	7 ha	-3 ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	343 ha	137 ha	480 ha	1 ha	83 ha	84 ha	ha	ha	ha
公有水面	6,668 ha	2,947 ha	9,615 ha	77 ha	34 ha	111 ha	ha	ha	ha
計	7,596 ha	3,238 ha	10,834 ha	213 ha	57 ha	270 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域 （仙台湾海浜自然環境保全地域）	211 ha	251 ha	462 ha	211 ha	22 ha	233 ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	211 ha	251 ha	462 ha	211 ha	22 ha	233 ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	ha	3 ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	3 ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 （国指定記念物 特別名勝 松島）	137 ha	-15 ha	122 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第 25 条第 1 項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定仙台海浜鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
カモ	カモ	○ <u>コクガン</u>	VU、天然記念物	冬鳥
		<u>マガン</u>	天然記念物	冬鳥
		コブハクチョウ	—	外来
		コハクチョウ	—	冬鳥
		アメリカコハクチョウ	—	冬鳥
		オオハクチョウ	—	冬鳥
		オシドリ	—	留鳥(冬鳥)
		<u>トモエガモ</u>	DD	冬鳥
		○ <u>ハシビロガモ</u>	—	冬鳥
		○ <u>オカヨシガモ</u>	—	冬鳥
		ヨシガモ	—	冬鳥
		○ <u>ヒドリガモ</u>	—	冬鳥
		アメリカヒドリ	—	冬鳥
		○ <u>カルガモ</u>	—	留鳥
		○ <u>マガモ</u>	—	冬鳥
		○ <u>オナガガモ</u>	—	冬鳥
		○ <u>コガモ</u>	—	冬鳥
		アメリカコガモ	—	冬鳥
		○ <u>ホシハジロ</u>	NT	冬鳥
		○ <u>キンクロハジロ</u>	VU	冬鳥
		○ <u>スズガモ</u>	NT	冬鳥
		シノリガモ	—	冬鳥
		ビロードキンクロ	—	冬鳥
		○ <u>クロガモ</u>	—	冬鳥
		○ <u>ホオジロガモ</u>	—	冬鳥
		ミコアイサ	—	冬鳥
		○ <u>カワアイサ</u>	—	冬鳥
		○ <u>ウミアイサ</u>	—	冬鳥
キジ	キジ	○ <u>キジ</u>	—	留鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ	VU	夏鳥
カッコウ	カッコウ	ホトトギス	—	夏鳥
		ツツドリ	—	夏鳥
		○ <u>カッコウ</u>	—	夏鳥
ハト	ハト	カワラバト(ドバト)	—	外来
		○ <u>キジバト</u>	—	留鳥
ツル	クイナ	クイナ	—	冬鳥
		○ <u>バン</u>	VU	夏鳥
		○ <u>オオバン</u>	—	留鳥
		ヒクイナ	NT	夏鳥
カイツブリ	カイツブリ	○ <u>カイツブリ</u>	—	留鳥
		アカエリカイツブリ	—	冬鳥
		○ <u>カンムリカイツブリ</u>	—	留鳥
		ミミカイツブリ	—	冬鳥
		○ <u>ハジロカイツブリ</u>	—	冬鳥
チドリ	ミヤコドリ	ミヤコドリ	—	旅鳥
	<u>セイタカシギ</u>	<u>セイタカシギ</u>	DD	旅鳥
	チドリ	タゲリ	—	冬鳥
		○ <u>ムナグロ</u>	VU	旅鳥
		ダイゼン	—	旅鳥
		○ <u>コチドリ</u>	—	夏鳥
		○ <u>シロチドリ</u>	VU	留鳥
		オオメダイチドリ	国際希少	旅鳥
		○ <u>メダイチドリ</u>	国際希少	旅鳥
	<u>タマシギ</u>	<u>タマシギ</u>	DD	夏鳥
	シギ	○ <u>チュウシャクシギ</u>	—	旅鳥
		<u>ホウロクシギ</u>	VU、国際希少	旅鳥
		<u>ダイシャクシギ</u>	—	旅鳥
		<u>オオソリハシシギ</u>	VU	旅鳥
		オグロシギ	—	旅鳥
		キョウジョシギ	NT	旅鳥
		オバンシギ	国際希少	旅鳥
		コバンシギ	国際希少	旅鳥
		エリマキシギ	—	旅鳥
		キリアイ	—	旅鳥
		ウズラシギ	—	旅鳥
		サルハマシギ	国際希少	旅鳥

(別表2) 国指定仙台海浜鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
チドリ	シギ	オジロトウネン	—	旅鳥
		ヒバリシギ	—	旅鳥
		<u>ヘラシギ</u>	C R、国内希少	旅鳥
		○ トウネン	N T	旅鳥
		○ ミユビシギ	—	冬鳥
		○ ハマシギ	V U	冬鳥
		ヒメウズラシギ	—	迷鳥
		シベリアオオハシシギ	—	迷鳥
		ヤマシギ	—	留鳥
		オオジシギ	N T	旅鳥
		ハリオシギ	—	旅鳥
		チュウジシギ	—	旅鳥
		タシギ	—	冬鳥
		○ ソリハシシギ	—	旅鳥
		アカエリヒレアシシギ	—	旅鳥
		○ イソシギ	—	留鳥
		クサシギ	—	旅鳥
		メリケンキアシシギ	—	旅鳥
		○ キアシシギ	—	旅鳥
		アカアシシギ	C R	旅鳥
		コアオアシシギ	—	旅鳥
		<u>タカブシギ</u>	V U	旅鳥
		<u>ツルシギ</u>	E N	旅鳥
		○ アオアシシギ	—	旅鳥
	カモメ	○ ユリカモメ	—	冬鳥
		○ ウミネコ	V U	留鳥
		カモメ	—	冬鳥
		セグロカモメ	—	冬鳥
		○ オオセグロカモメ	E N	冬鳥
		ハシブトアジサシ	—	迷鳥
		○ コアジサシ	E N	夏鳥
		<u>ベニアジサシ</u>	V U	迷鳥
		アジサシ	—	旅鳥
	ウミスズメ	ウミバト	—	冬鳥
		ウトウ	—	留鳥
アビ	アビ	アビ	—	冬鳥
ミズナギドリ	ウミツバメ	クロコシジロウミツバメ	C R、国内希少	旅鳥
	ミズナギドリ	ヒメシロハラミズナギドリ	—	迷鳥
		○ オオミズナギドリ	—	留鳥
カツオドリ	ウ	ウミウ	—	留鳥
		○ カワウ	—	留鳥
ペリカン	サギ	ヨシゴイ	D D	夏鳥
		ゴイサギ	V U	留鳥
		○ ササゴイ	V U	夏鳥
		アマサギ	E N	夏鳥
		○ アオサギ	—	留鳥
		○ ダイサギ	—	留鳥
		チュウダイサギ	—	夏鳥
		チュウサギ	N T	夏鳥
		○ コサギ	V U	留鳥
		カラシラサギ	—	旅鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	—	留鳥
	タカ	ハイタカ	N T	留鳥
		オオタカ	N T	留鳥
		<u>チュウヒ</u>	E N、国内希少	冬鳥
		○ トビ	—	留鳥
		<u>オジロワシ</u>	V U、国内希少・国際希少、天然記念物	冬鳥
		○ ノスリ	—	留鳥
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	—	留鳥
		トラフズク	—	冬鳥
		フクロウ	—	留鳥
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	—	留鳥
キツツキ	キツツキ	アリスイ	—	旅鳥
		コゲラ	—	留鳥
		アカゲラ	—	留鳥
		アオゲラ	—	留鳥

(別表2) 国指定仙台海浜鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
ハヤブサ	ハヤブサ	○ チョウゲンボウ	—	留鳥
		コチョウゲンボウ	—	冬鳥
		○ ハヤブサ	N T、国内希少	留鳥
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	—	夏鳥
	カササギ	サンコウチョウ	—	夏鳥
	モズ	○ モズ	—	留鳥
	カラス	カケス	—	留鳥
		○ オナガ	N T	留鳥
		ミヤマガラス	—	冬鳥
		○ ハシボソガラス	—	留鳥
		○ ハシブトガラス	—	留鳥
	シジュウカラ	ヒガラ	—	冬鳥
		ヤマガラ	—	留鳥
		コガラ	—	旅鳥
		○ シジュウカラ	—	留鳥
	ヒバリ	○ ヒバリ	—	留鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	—	留鳥
	ツバメ	○ ショウドウツバメ	—	旅鳥
		○ ツバメ	—	夏鳥
		イワツバメ	—	夏鳥
		コシアカツバメ	—	夏鳥
	ウグイス	○ ウグイス	—	留鳥
		ヤブサメ	—	夏鳥
	エナガ	エナガ	—	留鳥
	ムシクイ	キマユムシクイ	—	旅鳥
		ムジセッカ	—	旅鳥
		センダイムシクイ	—	夏鳥
		エゾムシクイ	—	夏鳥
		メボソムシクイ	—	夏鳥
		オオムシクイ	E N	旅鳥
		* メボソムシクイ上種	(オオムシクイの場合、E N)	—
	ヨシキリ	○ オオヨシキリ	—	夏鳥
		コヨシキリ	N T	夏鳥
	センニュウ	エゾセンニュウ	—	旅鳥
		オオセッカ	E N、国内希少	冬鳥
		シマセンニュウ	—	旅鳥
		マキノセンニュウ	V U	旅鳥
	セッカ	○ セッカ	—	夏鳥
	メジロ	チョウセンメジロ	—	迷鳥
		メジロ	—	留鳥
	ソウシチョウ	ソウシチョウ	—	外来
		○ ガビチョウ	—	外来
	クイタダキ	クイタダキ	—	漂鳥
	ミソサザイ	ミソサザイ	—	漂鳥
	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	—	留鳥
	ムクドリ	○ ムクドリ	—	留鳥
		○ コムクドリ	—	夏鳥
	ツグミ	トラツグミ	—	漂鳥
		マミジロ	—	夏鳥
		クロツグミ	—	夏鳥
		マミチャジナイ	—	旅鳥
		シロハラ	—	冬鳥
		アカハラ	—	冬鳥
		○ ツグミ	—	冬鳥
		ハチジョウツグミ	—	冬鳥
	ヒタキ	エゾビタキ	—	旅鳥
		サメビタキ	—	夏鳥
		コサメビタキ	—	夏鳥
		オオルリ	—	夏鳥
		ノゴマ	—	旅鳥
		コルリ	—	夏鳥
		コマドリ	—	夏鳥
		キビタキ	—	夏鳥
		ムギマキ	—	旅鳥
		ルリビタキ	—	漂鳥
		○ ジョウビタキ	—	冬鳥
		○ イソヒヨドリ	—	留鳥

(別表2) 国指定仙台海浜鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
スズメ	ヒタキ	○ ノビタキ	—	旅鳥
		スズメ	—	漂鳥
	カエデチョウ	○ スズメ	—	留鳥
		ベニスズメ	—	外来
	イワヒバリ	カヤクグリ	—	漂鳥
		ツメナガセキレイ	—	旅鳥
	セキレイ	キセキレイ	—	夏鳥
		○ ハクセキレイ	—	留鳥
		セグロセキレイ	—	留鳥
		ビンズイ	N T	漂鳥
		○ タヒバリ	—	冬鳥
	アトリ	アトリ	—	冬鳥
		シメ	—	冬鳥
		ウソ	—	漂鳥
		○ ベニマシコ	—	冬鳥
		○ カワラヒワ	—	留鳥
		ベニヒワ	—	冬鳥
		○ マヒワ	—	冬鳥
	ホオジロ	シラガホオジロ	—	旅鳥
		○ ホオジロ	—	留鳥
		○ ホオアカ	—	夏鳥
		コホオアカ	—	旅鳥
		○ カシラダカ	E N	冬鳥
		ミヤマホオジロ	—	冬鳥
		ノジコ	N T	夏鳥
		○ アオジ	—	留鳥
		クロジ	—	漂鳥
		シベリアジュリン	—	冬鳥
		コジュリン	E N	冬鳥
		○ オオジュリン	—	冬鳥
合計	19 目	54 科	229 種	

(注)

- データは国指定鳥獣保護区管理員報告書（令和3年度～令和7年度）、日本野鳥の会宮城県支部による調査結果（令和2年1月～令和7年7月）、モニタリングサイト1000 ガンカモ類調査の結果及び文献データに拠る。
- データには山階鳥類研究所の許諾（許可番号：山階保全第7-97号）を得た標識放鳥・回収データが含まれている。
- 鳥類の目・科・種及び配列は、「日本鳥類目録 改訂第8版」（日本鳥学会、2024年）に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省第5次レッドリスト

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣または天然記念物に指定された鳥獣。

*印の「メボソムシクイ上種」は、以前メボソムシクイとされていた種で、現在はコムシクイ、オオムシクイ、メボソムシクイに分類された。メボソムシクイ、オオムシクイがリストに入っており、重複を避けるため種数には計上しない。
- 備考欄には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、漂鳥または迷鳥の別を記載した。データは「みやぎの風にのって」（宮城県、平成6年）を参考に、仙台海浜周辺の生息状況に合わせて記載した。外来鳥類は外来と記載した。

(別表 3) 国指定仙台海浜鳥獣保護区

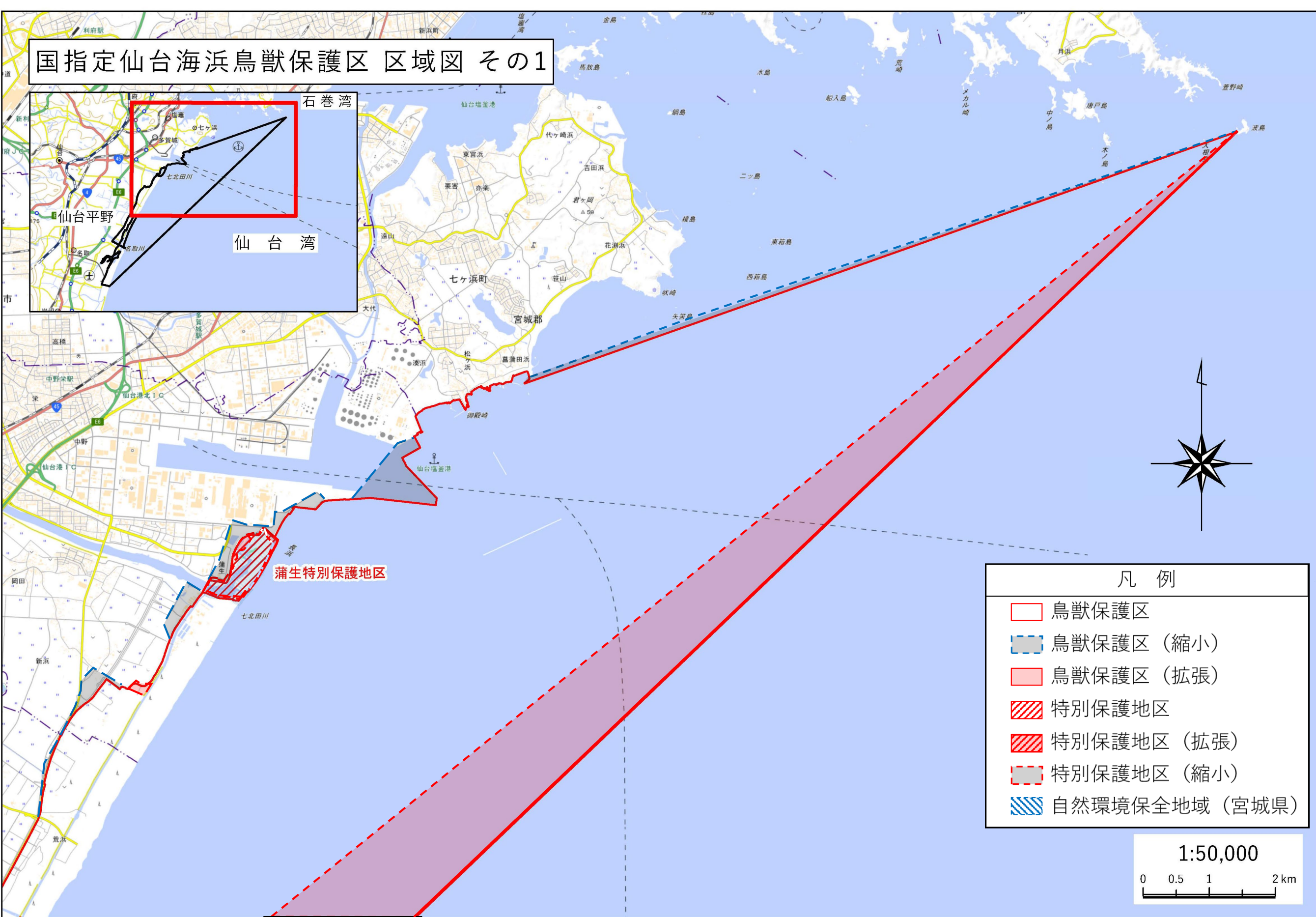
目		科	種または亜種		種の指定等	備考
ネコ	イヌ		○	ホンドタヌキ	—	
			○	ホンドキツネ	—	
	イタチ		○	ホンドイタチ	—	
合計	1 目	2 科	3 種			

- (注)
- 1. データは国指定鳥獣保護区管理員報告書及び補足調査結果に拠る。
 - 2. 哺乳類の目・科・種及び配列は、「日本野生鳥獣目録」(環境省自然環境局野生生物課、平成 14 年 7 月)に拠った。
 - 3. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。

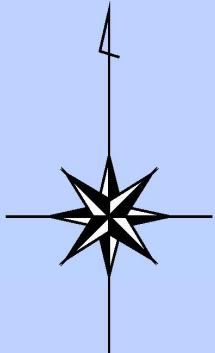
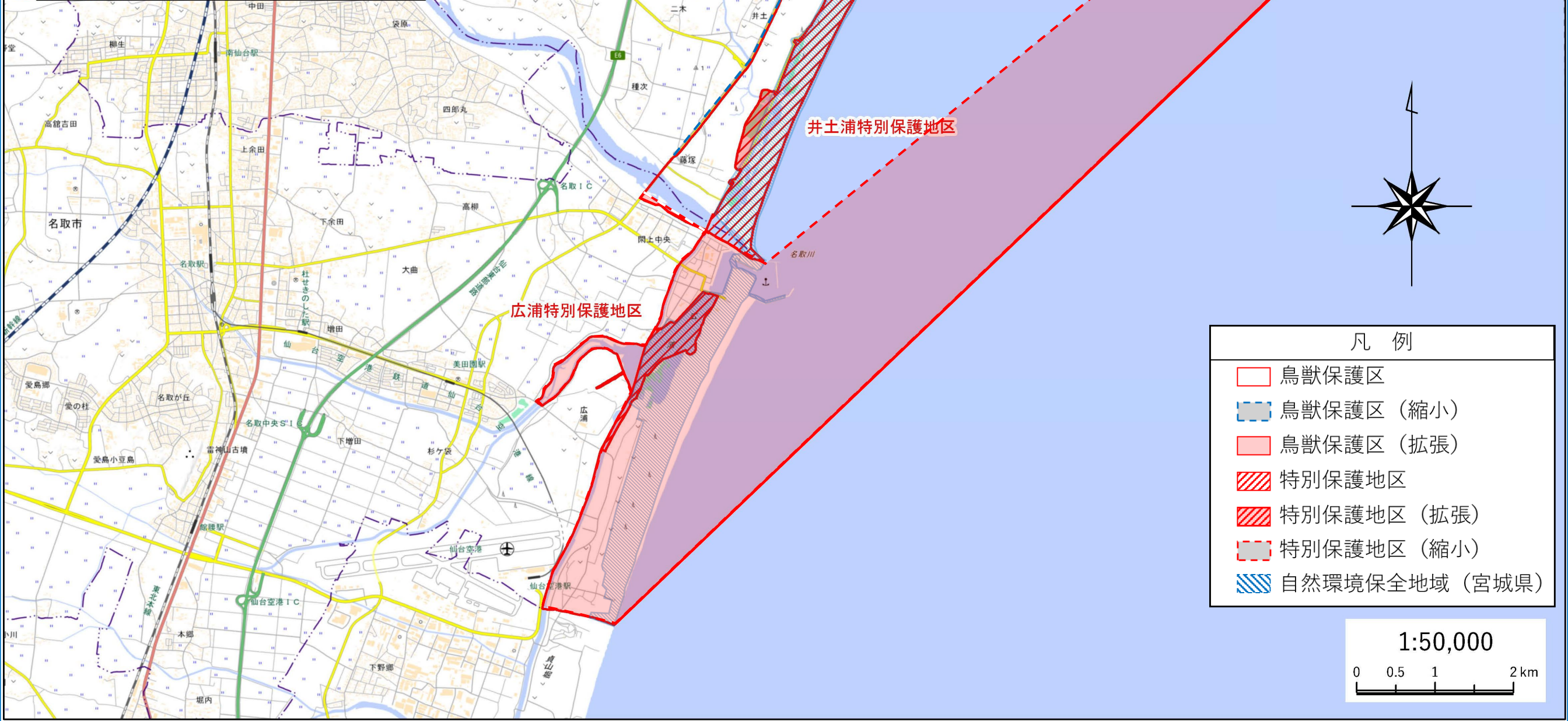
国指定仙台海浜鳥獣保護区 位置図



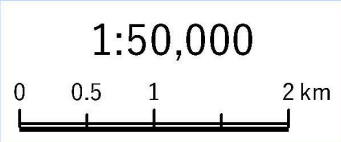
国指定仙台海浜鳥獣保護区 区域図 その1



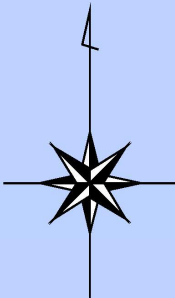
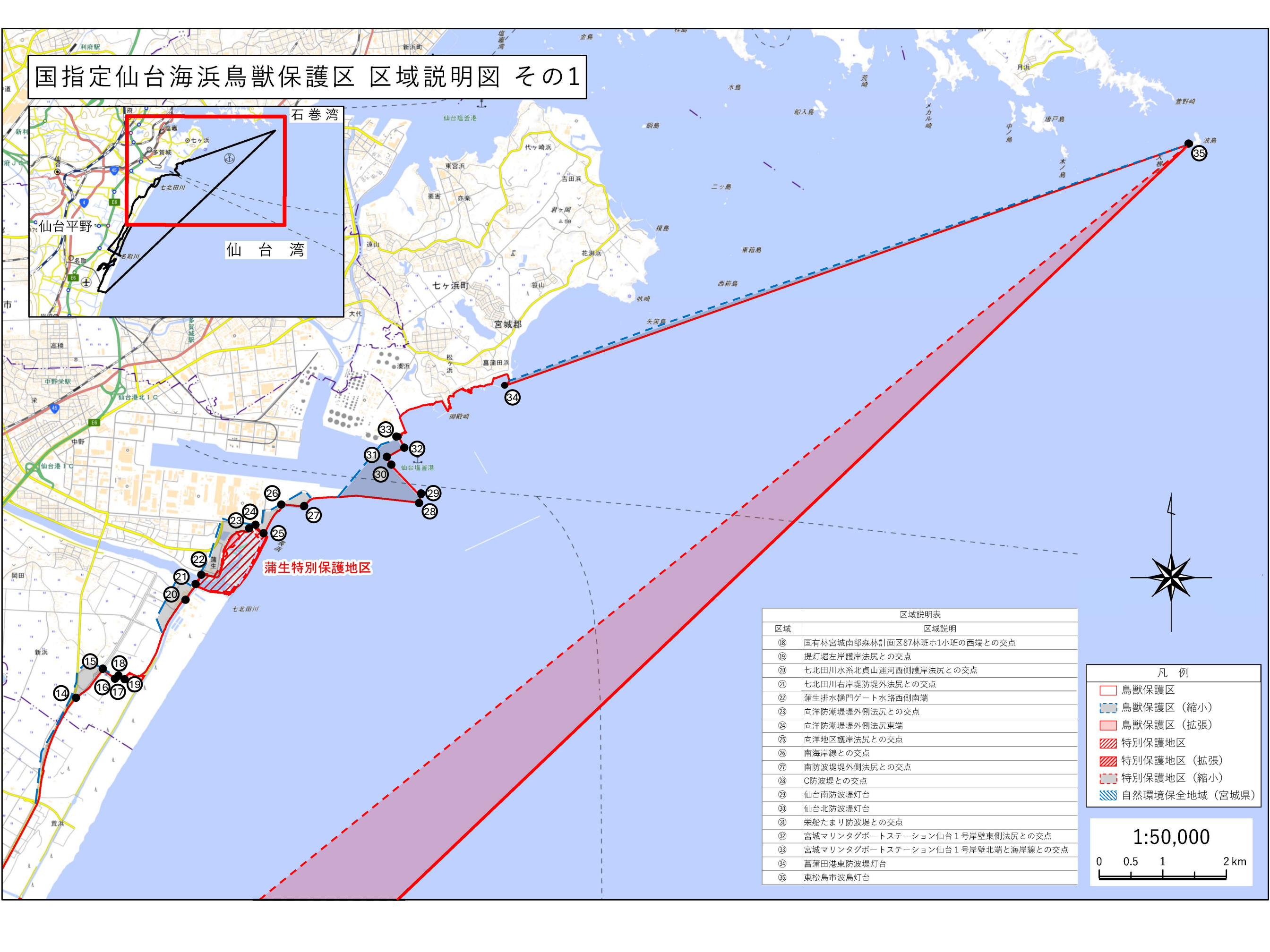
国指定仙台海浜鳥獣保護区 区域図 その2



凡 例	
	鳥獣保護区
	鳥獣保護区 (縮小)
	鳥獣保護区 (拡張)
	特別保護地区
	特別保護地区 (拡張)
	特別保護地区 (縮小)
	自然環境保全地域 (宮城県)

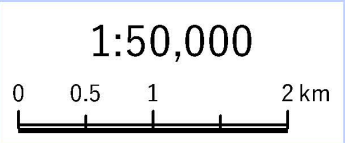


国指定仙台海浜鳥獣保護区 区域説明図 その1



区域説明表	
区域	区域説明
⑮	国有林宮城南部森林計画区87林班ホ1小班の西端との交点
⑰	提灯堀左岸護岸法尻との交点
⑳	七北田川水系北貞山運河西側護岸法尻との交点
㉑	七北田川右岸堤防堤外法尻との交点
㉒	蒲生排水樋門ゲート水路西側南端
㉓	向洋防潮堤堤外側法尻との交点
㉔	向洋防潮堤堤外側法尻東端
㉕	向洋地区護岸法尻との交点
㉖	南海岸線との交点
㉗	南防波堤堤外側法尻との交点
㉘	C防波堤との交点
㉙	仙台南防波堤灯台
㉚	仙台北防波堤灯台
㉛	栄船たまり防波堤との交点
㉜	宮城マリンタグボートステーション仙台1号岸壁東側法尻との交点
㉝	宮城マリンタグボートステーション仙台1号岸壁北端と海岸線との交点
㉞	菖蒲田港東防波堤灯台
㉟	東松島市波島灯台

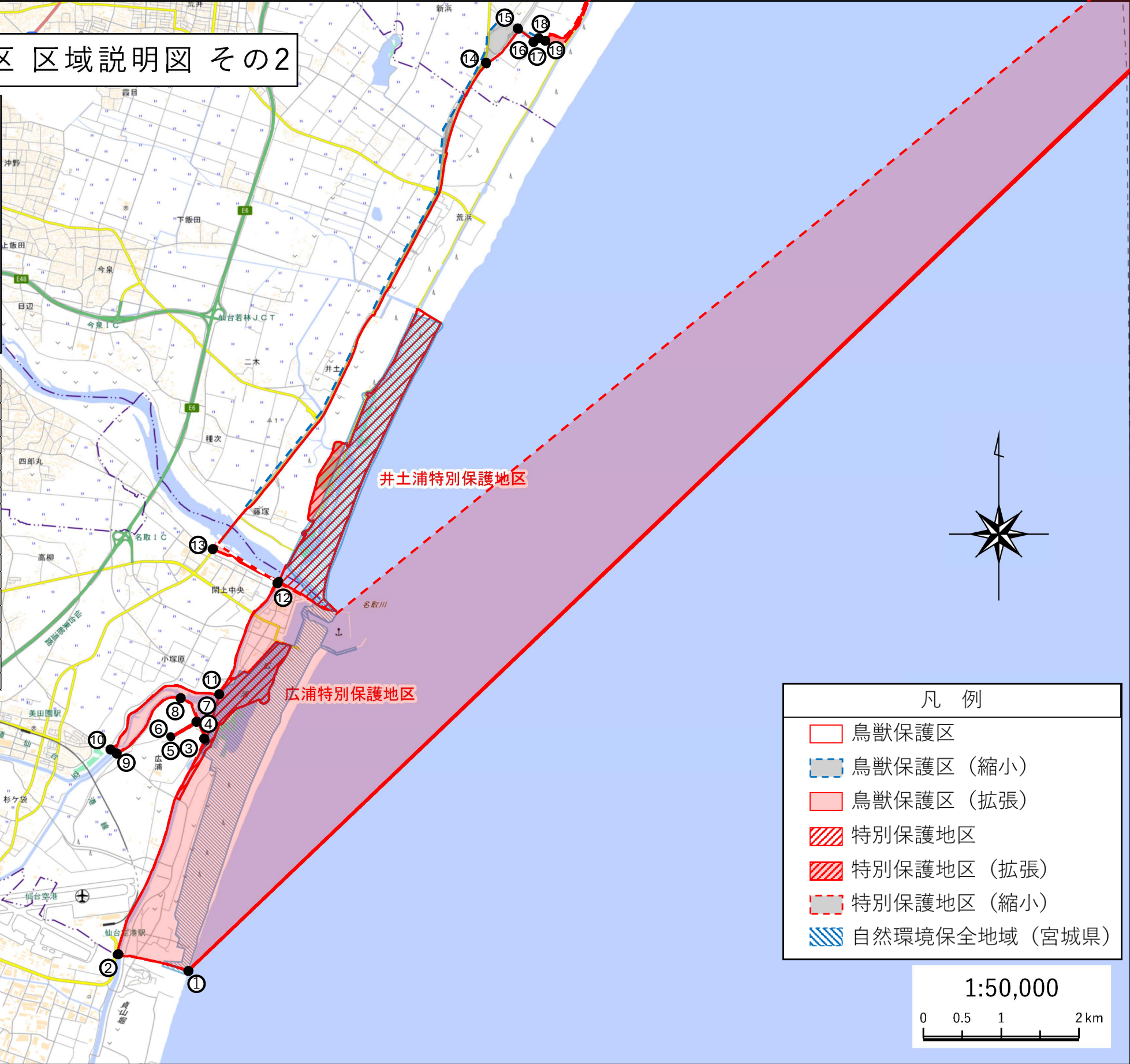
凡 例	
	鳥獣保護区
	鳥獣保護区（縮小）
	鳥獣保護区（拡張）
	特別保護地区
	特別保護地区（拡張）
	特別保護地区（縮小）
	自然環境保全地域（宮城県）



国指定仙台海浜鳥獣保護区 区域説明図 その2



区域説明表	
区域	区域説明
①	宮城県名取市と岩沼市との境界と最大高潮時海岸線との交点
②	名取川水系南貞山運河西側護岸法尻との交点
③	増田川右岸護岸法尻との交点
④	木流堀右岸護岸法尻との交点
⑤	寺野排水機場自然排水樋門ゲートとの交点
⑥	木流堀左岸護岸法尻との交点
⑦	増田川右岸護岸法尻との交点
⑧	川内沢川放水路右岸護岸法尻との交点
⑨	名取市道飯塚開発線道路との交点
⑩	増田川左岸堤防堤外側法尻との交点
⑪	名取川水系中貞山運河西側護岸法尻との交点
⑫	名取川右岸堤防堤外側法尻との交点
⑬	宮城県道10号線道路との交点
⑭	仙台市道岡田新浜東通1号線道路との分枝点
⑮	仙台市道岡田新浜東通3号線道路との分枝点
⑯	仙台市道岡田新浜東通2号線道路との交点
⑰	提灯堀左岸護岸法尻との交点



凡 例

鳥獣保護区

鳥獣保護区（縮小）

鳥獣保護区（拡張）

特別保護地区

特別保護地区（拡張）

特別保護地区（縮小）

自然環境保全地域（宮城県）

